

03 申告に必要なもの

- ・マイナンバーカードまたは通知カードと顔写真付きの身分証
- ・申告者名義の預金通帳と通帳印
口座振替納税や口座振込による還付を希望する人
- ・確定申告のお知らせ
税務署から送付されている人
- ・利用者識別番号が分かるもの
番号を取得した人
- ・収入額を確認できる書類
給与または公的年金の源泉徴収票、その他申告に必要な書類の原本
- ・所得控除の内容を証明する書類
国民年金などの社会保険料支払いの領収書、医療費控除の明細書、生命保険料控除証明書など

該当者のみ必要となるもの

- ・営業や農業などの事業所得、不動産所得がある人
収支内訳書など
 - ・障害者控除を受ける人
障害者手帳または障害者控除対象者認定書
- ※事業所得の収支内訳書や医療費控除明細書は事前に作成してください

入場には整理券が必要

アイーナで確定申告書を作成できます

盛岡税務署では、自身のスマホなどを使い申告書を作成する会場を次の通り開設します。

相談内容が複雑な申告(青色申告や新規の住宅ローン控除など)は市で受け付けできませんので、同会場を利用してください。



国税庁LINEアカウント

日時 2月17日(月)から3月17日(月)までの平日と3月2日(日) 午前9時から午後4時まで

会場 アイーナ7階

入場整理券 会場での当日配布とLINEによる事前発行があります。LINEによる事前発行は2月上旬の利用開始を予定しています。

※入場整理券の配布状況によっては、後日の来場をお願いする場合があります。

※マイナンバーカードを持参してください(暗証番号も必要です)

問い合わせ先 同署(☎ 019-622-6141)

02 申告相談受け付け日程

期間後半になるにつれ、混雑することが予想されます。指定日に都合が悪い人や還付申告の人は、指定日以外の地区でも構いませんので、早めの受け付けに協力してください。

会場：市役所多目的ホール棟

受付時間	午前9時～11時	午後1時～3時
2月13日(木)	駅前一区・駅前二区	上町・仲町
14日(金)	五百森	渋川・渋川開拓・白屋
17日(月)	金沢・温泉郷	安比高原・畑・柏台
18日(火)	下町二区	下町一区・下町三区
19日(水)	松川・雇用促進(西根)	山後・岡村
20日(木)	山子沢・大石平・中関	北村
21日(金)	両沼	野駄
23日(日)	指定日に来られない人(全地区)	
25日(火)	北寄木	上寄木・上野駄
26日(水)	南寄木(中郡・鹿野)	南寄木(立石・関口)
27日(木)	寄木新田	館腰・高宮
28日(金)	中村・間羽松	町組・薬師
3月2日(日)	指定日に来られない人(全地区)	
3日(月)	上平笠・中平笠	下平笠・南平笠
4日(火)	大花森・中沢・前森	松尾
5日(水)	東・大久保・共新	小福田・大泉・駅前
6日(木)	松久保・山崎・堀切	わし森・椋沢・笹目
7日(金)	中松尾	時森・小屋の沢
10日(月)	寺田・帷子	寺田新田・野口
11日(火)	土沢・若谷地・川原目・上関	荒木田・舘沢
12日(水)		
13日(木)	指定日に来られない人(全地区)	
14日(金)		
17日(月)		

会場：安代総合支所1階打合室

受付時間	午前9時～11時	午後1時～3時
2月14日(金)	畑1区(赤坂田)	畑1区(星沢・黒沢・寄木)
17日(月)	畑2区(扇畑・松木田・小屋畑)	五日市3区・五日市4区
18日(火)	館市・兄畑	兄川・日瀬通
19日(水)	浅沢第1	
20日(木)	五日市1区	五日市2区
21日(金)	田山上	田山下
25日(火)	折壁・石名坂	愛の山・新興矢神
26日(水)	浅沢第2	新町中央
27日(木)	曲田横間	荒屋
28日(金)	栗木田・杉沢・平長・苗石田	荒屋新町
3月3日(月)	秋葉	細野・豊畑

2月13日(木)から3月17日(月)まで

税の申告相談 始まります

詳しくは、1月23日(木)の行政連絡員回りで全戸配布する「市・県民税(国民健康保険税)申告の手引き」を確認してください。

■問い合わせ先 税務課市民税係(☎・内線1124)

マイナンバーカード×e-Taxで

確定申告が自宅からでも

マイナンバーカードがあれば、スマートフォンでも申告できます。ぜひ利用してください。

詳しくは国税庁の確定申告書等作成コーナーにアクセス▷▷



01 申告フローチャート

令和7年1月1日現在、市内に住所がある人は、このフローチャートで「申告が必要かどうか」「何の申告が必要か」が簡単に判断できます。令和6年中の収入の種類別に確認してみてください。

※源泉徴収された所得税の還付を受ける場合には、確定申告が必要です。

※フローチャートに沿わない場合もあります。詳しくは問い合わせてください。

収入なし または 非課税収入のみの人

税法上の扶養になっている

いいえ

※ 住民税申告

はい

八幡平市在住の親族の税法上の扶養になっている

いいえ

※ 住民税申告

はい

申告不要

※6年中の収入が無かった場合は、電話での申告も可能です

(税法上の扶養とは、所得税や住民税に関わる控除の制度です)

主に年金収入の人

年金収入が400万円を超えている

いいえ

はい

確定申告

年金収入以外の所得がある

いいえ

源泉徴収票に記載の控除に追加や変更がある

いいえ

申告不要

はい

住民税申告

はい

年金収入以外の所得が20万円を超えている

いいえ

住民税申告

はい

確定申告

給与・年金収入以外の所得の人

所得金額より控除金額の方が多い(所得税が課税されない)

いいえ

確定申告

はい

住民税申告

主に給与収入の人

次の項目に1つでも当てはまる

- ・年末調整の内容に変更がある
- ・医療費控除などを受ける
- ・2カ所以上から給与を受けた(年末調整が済んでいる場合を除く)
- ・年末調整が済んでいない

いいえ

給与収入が2,000万円を超えている

いいえ

給与収入以外の所得がある

いいえ

申告不要

はい

確定申告

はい

給与収入以外の所得が20万円を超えている

いいえ

住民税申告

はい

確定申告

確定申告

または

住民税申告